

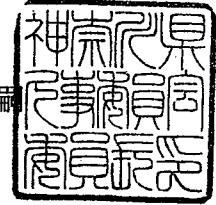


人委第124号

令和2年9月10日

神奈川県議会議長 嶋村 ただし 殿

神奈川県人事委員会委員長 山倉 健嗣



条例案に対する意見について（回答）

令和2年9月7日付け神議第1404号により意見を求められました条例案については、異義ありません。

**定県第91号議案 神奈川県立国際言語文化アカデミア条例を廃止する等の条例のうち、
職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正及び
学校職員の給与等に関する条例の一部改正に関する部分**

この条例案は、国際言語文化アカデミアの廃止に伴い、大学教育職給料表を廃止するため、所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

問合せ先

給与公平課給与グループ

電話 045-651-3252